

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の引上げ（区議会議員及び区長選挙）

公費負担の対象	公費負担の限度額	
	現行	改正案
【一般運送契約（ハイヤー等）以外の契約】 (1) 選挙運動用自動車借入契約（レンタル） 選挙運動用自動車として使用した各日について支払う料金の合計金額（同一の日に2台以上使用する場合は1台分に限る。）	各日について 15,300円	各日について 15,800円
(2) 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む。）	7,350円×選挙運動日数	7,560円×選挙運動日数

2 選挙運動用ビラ作成の公費負担に係る作成単価限度額の引上げ（区長選挙）
作成単価限度額を次のとおり引き上げる。

7円30銭 7円51銭

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の積算基準額の引上げ（区議会議員及び区長選挙）

公費負担の対象	公費負担の限度額等	
	現行	改正案
作成単価（右に示した単価の限度額の範囲内）に作成枚数（ポスター掲示場の数が限度）を乗じて得た金額	$\text{単価} = \frac{510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 301,875\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ 実際の限度額 $510\text{円}48\text{銭} \times 272\text{か所} + 301,875\text{円} / 272\text{か所}$ $1,621\text{円}（1\text{円未満の端数は、1円とする。}）$ $1,621\text{円} \times 272\text{枚} = 440,912\text{円}（\text{限度額}）$	$\text{単価} = \frac{525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ 実際の限度額 $525\text{円}6\text{銭} \times 272\text{か所} + 310,500\text{円} / 272\text{か所}$ $1,667\text{円}（1\text{円未満の端数は、1円とする。}）$ $1,667\text{円} \times 272\text{枚} = 453,424\text{円}（\text{限度額}）$

4 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後にその期日を告示される選挙から適用する。